

【重要】学生支援緊急給付金の募集について

令和2年5月19日に閣議決定された「学生支援緊急給付金」は、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、「学びの継続」のため緊急で現金給付の支援を行うものとして創設されました。

以下に、申請に関する概要等を記載しましたので、熟読の上、該当する方は申請を行ってください。なお、ご不明な点がございましたら、本学学生支援係 (gakusei@jrckicn.ac.jp) あてご連絡下さい。

1 申請受付期限

令和2年6月12日（金）必着

2 申請対象者（以下の①～⑥を満たす者）

- ①家庭からの多額の仕送りを受けていない
- ②原則として自宅外で生活をしている
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している
- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

※詳細は「申請の手引き」5ページ参照

3 支援額

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

4 提出書類

- (1) 申請書【様式1】
- (2) 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】
- (3) 証明書類

※「申請の手引き」「申請書【様式1】」「誓約書【様式2】」を以下からダウンロードし、

必要書類をすべて揃え、学生支援係まで郵送してください。申請期間内に学内への入構禁止が解除された場合は持参も可能です。

5 その他

- (1) 大学ごとに推薦枠が設けられているため、推薦枠以上の申請があった場合、より困難な状況にある学生等に対して優先的に支援をいたしますので、申請していただいても不採用になる場合があることをご了承ください。
- (2) 支給後に申請書類に虚偽があった場合は、全額返金しなければなりません。

様式等のダウンロードはこちらから
[学生支援緊急給付金申請の手引き.pdf](#)

[申請書【様式1】](#)

[誓約書【様式2】](#)